

# 公益財団法人犯罪被害救援基金

## 犯罪被害者等に対する支援金支給規程

平成23年 6月21日 制定 規程第 6号  
令和 2年 3月 2日 改正 規程第25号  
令和 2年 6月17日 改正 規程第33号  
令和 3年 5月24日 改正 規程第38号

### (目的)

**第1条** この規程は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の趣旨を踏まえ、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項の規定に基づき、現に著しく困窮している犯罪被害者等（基本法第2条第2項の「犯罪被害者等」をいう。）であつて、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者に対して、支援金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (支援金の支給対象者)

**第2条** この規程による支援金（以下「支援金」という。）を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪等（基本法第2条第1項の「犯罪等」をいう。）により、被害を被った者（以下「被害者」という。）又はその者が犯罪等によって死亡した場合の遺族とし、犯罪等が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。

2 支援金を受けることができる遺族は、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、その順位は、原則として、前段に掲げる順序とする。

### (支援金の支給要件)

**第3条** 支援金は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対して支給することができる。

(1) 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。

(2) その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。

(3) 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。

### (支援金支給審査委員会の設置)

**第4条** この法人に、定款第46条第1項に基づき、支援金の支給に関する事項について審査するため、支援金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会の決議により選出し、理事長が委嘱する。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなってはならない。

5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(審査委員会の任務)

第4条の2 審査委員会は、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、この規程の第2条及び第3条に定める支援金の支給対象者及び支援金の支給要件に該当する否かを審査する。

(審査委員会の運用等)

**第4条の3** 審査委員会は、この規程の第4条第3項に基づき委嘱された次の委員をもって構成する。

(1) 刑事学、犯罪被害者学等に精通した学識経験者

(2) 犯罪被害者支援に精通する学識経験者

(3) 警察庁長官官房教養厚生課長の職にある者（事故ある場合には同課犯罪被害者支援室長）

(4) この法人の専務理事又は常務理事の職にある者

2 委員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度終了後3か月以内に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。

4 審査委員会の委員長は、審査委員会を代表して支援金の支給に関する事項の審査結果を理事長に報告する。

5 審査委員会は、必要の都度、理事長が招集する。

6 審査委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長は、必要があれば他の委員を議長に指名することができる。

7 審査委員会は、委員現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。

8 審査委員会の議事は、出席委員の過半数の決議をもって決する。

9 理事長は、必要があると認めるときは、審査委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員に賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前項の審査委員会の決議に代えることができる。

(支給の申請)

**第5条** 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長が別に定める「支援金支給申請書」に、必要な書類を添えて、この法人あてに提出するものとする。

(支給の決定等)

**第6条** 支援金を支給し、又は支給しない旨の決定は、支援金支給審査委員会の審議を経て、理事長が決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、文書その他の物件の提出を求めることができる。

3 理事長は、前項の求めに申請者が応じないときは、第1項の規定にかかわらず、支援金支給審査委員会の審査を経ずに、支援金を支給しない旨の決定を行うことができる。

(支援金の額)

**第7条** 支援金の額は、100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政事情等を勘案して定めることとし、支援金支給審査委員会の審査を経て、理事長が決定する。

2 支援金は、一時金として支給する。

(実施細目)

**第8条** この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成23年6月22日から施行する。

2 公益財団法人犯罪被害救援基金の犯罪被害者等に対する支援金支給事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。